

団体信用就業不能保障保険を販売開始

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2014年10月1日から、「団体信用就業不能保障保険」の販売を開始します。

「団体信用就業不能保障保険」は、住宅ローンをご利用されるお客さまが、傷害・疾病で働けない状態（就業不能状態）となった場合に、住宅ローン返済を保障する保険です。

本商品では、就業不能状態の原因を特定の疾病等に限定せず、全ての傷害・疾病を保障対象としており、住宅ローンをご利用されるお客さまへ、いっそうの安心をご提供します。

本商品は、一般社団法人全国地方銀行協会に導入されることが決定しています。3大疾病保障特約付団体信用生命保険と本商品をセットにした住宅ローン商品が、同協会の会員銀行のうち、本商品を取り扱う銀行から販売される予定です。

「団体信用就業不能保障保険」の主な特徴

特徴1. 全ての傷害・疾病が保障対象

- ・就業不能状態の原因を特定の疾病等に限定せず、全ての傷害・疾病*¹を保障対象とします。

*1 精神障害、薬物依存および医学的他覚所見のない「むち打ち症」等は保障対象外

特徴2. 就業不能状態が3ヵ月をこえたとき、毎月の住宅ローン返済を保障

- ・所定の就業不能状態が3ヵ月（不支給期間）をこえて継続した場合に、最長9ヵ月にわたり毎月の住宅ローン返済額と同額を就業不能給付金としてお支払いします。

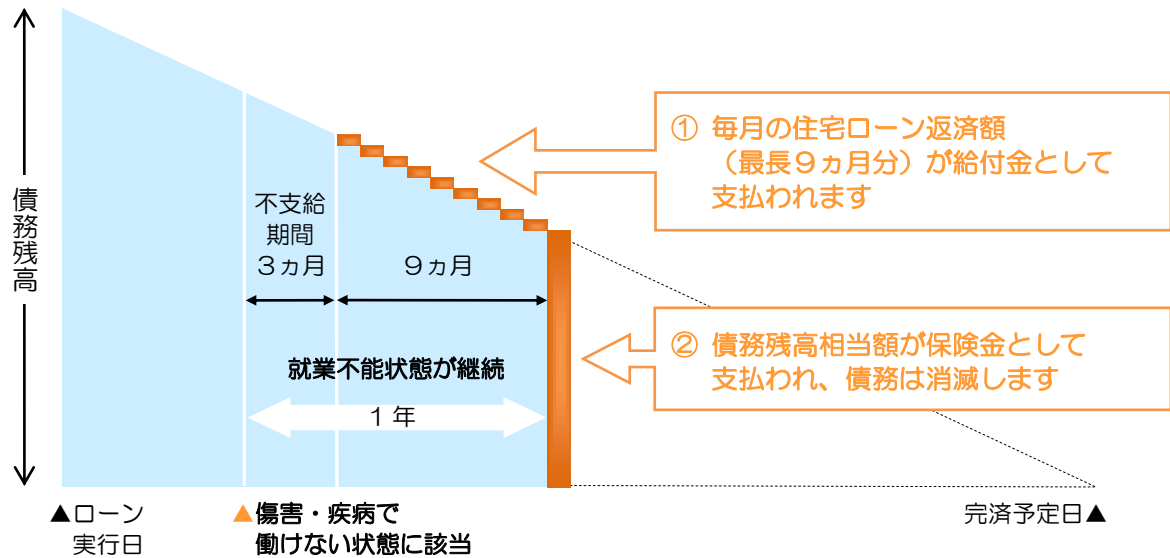
特徴3. 就業不能状態が1年をこえたとき、残りの住宅ローン債務を保障

- ・所定の就業不能状態が1年*²をこえて継続した場合には、住宅ローンの債務残高と同額を長期就業不能保険金としてお支払いします。

*2 1年 = 3ヵ月（不支給期間） + 9ヵ月（毎月の住宅ローン返済額を保障する期間）

「団体信用就業不能保障保険」の概要

(1) 仕組み図



(2) 支払事由と支払金額

名称	支払事由	支払金額
就業不能給付金	傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態となり、その状態が3ヶ月（不支給期間）をこえて継続したとき	1ヶ月につき、その被保険者について定められた就業不能給付金月額 ⇒ 毎月の住宅ローン返済額
長期就業不能保険金	傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態となり、その状態が1年*1をこえて継続したとき	その被保険者について定められた長期就業不能保険金額 ⇒ 住宅ローンの借務残高

* 1 1年 = 3ヶ月（不支給期間） + 9ヶ月（毎月の住宅ローン返済額を保障する期間）

(3) 所定の就業不能状態

病院もしくは診療所へ治療を目的とした入院をしているか、または「一般状態区分表」*2の4もしくは5に該当する状態にあり、医師の指示による在宅療養をしていること。

「一般状態区分表」

区分	一般状態
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
2	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの。例えば、軽い家事、事務など
3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
4	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおむねベッド周辺に限られるもの

* 2 公的障害年金における認定基準「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」の一部を準用しています。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、「ご契約のしおり」・「約款」等をご覧ください。

以上